

「ごみ処理手数料の見直し」について

中間答申以降の状況と中間答申を踏まえた今後の取組み

1. 舞鶴市議会 12 月定例会一般質問

- ① 質問：中間答申を踏まえた有料化に対する市の考え方について

ごみ処理手数料の見直しにかかる市の方針案を作成し、市民の皆様のご理解とご協力をいただく中で、できる限り早期に実施できるよう進める。

- ② 質問：不燃ごみ収集回数の増加について

不燃ごみの有料化と併せて、月 2 回の収集が実施できるよう、具体的に検討していく。

2. 広報まいづる 1 月号・市ホームページへの掲載 ※別紙

3. 家庭系可燃ごみ組成調査の実施

調査日 令和元年 12 月 20 日（金）

結果 紙ごみのうち 48%は資源化が可能、食品ロスの割合は 26.2%

4. 事業所としての舞鶴市役所の取組み

業務で発生するプラスチック製の包装・袋、紙ごみの分別
業務で発生する紙ごみは清掃事務所に持ち込まずリサイクル
ペーパーレス会議の実施、会議等でのペットボトル飲料を出すことを禁止
3010（さんまる・いちまる）運動による食品ロス削減 等

5. 「ごみ処理手数料の見直しにかかる方針」作成

以下の項目を整理し、市の方針案を作成

- ▶ 手数料の制度設計（背景、目的、手数料水準、効果等）
- ▶ 手数料対象経費の原価計算
- ▶ 市民サービス充実施策（収集回数の拡充、排出困難者支援等）
- ▶ 適切にごみ処理体制の維持



上記「ごみ処理手数料の見直しにかかる方針」を具体化し、持続可能な地域の実現を目指す。
実施にあたっては、本市のごみ処理に関する情報をしっかり広報し、市民への丁寧な説明を行う。

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会（第5期）が市に中間答申書を提出

令和元年11月26日、一般廃棄物の減量化などについて審議する「舞鶴市廃棄物減量等推進審議会」（会長＝山川肇・京都府立大大学院教授・12人）から、一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しについての中間答申を受けました。

同審議会では、市が提案したペットボトル・プラスチック容器包装類の収集回数の拡充や排出困難者への支援、安定的なごみ処理体制の維持のための手数料の見直し（不燃ごみの有料化・可燃ごみ処理手数料の見直し・施設への直接搬入時の手数料徴収）について、本市のごみ処理の現状やごみに関する国内外の状況変化を踏まえて活発に議論されました。

そのうえで、手数料の見直しは、市民サービスの充実やごみ処理体制の維持、3Rの推進と環境負荷の低減、公平な受益者負担の実現に有効な施策であり、導入すべきとする中間答申をとりまとめられました。

市では今回の中間答申を受けて、ごみ処理手数料の見直しを具体的に検討し、持続可能なまちづくりを進めていきたいと考えています。

なお、審議会では今回の中間答申の内容を踏まえて、もう一つの諮問事項である一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて、来年10月まで引き続き審議を重ねられます。

中間答申の様子

